

博士学位論文審査要旨

2013年1月19日

論文題目： 外国人研修・技能実習制度の実態と問題点
－中日両国における派遣・受入の視点から－

学位申請者： 陳 雲芳

審査委員：

主査： 商学研究科 教授 太田 進一

副査： 総合政策科学研究科 教授 今里 滋

副査： 総合政策科学研究科 教授 藤本 哲史

要 旨：

本論文は、外国人研修・技能実習制度を受入国（日本）と送出国（中国）の両国から検討し、実態と推移、矛盾を指摘し、現実のずれから今後の在り方を提言として打ち出したものである。

本論文は7章建てから成る。序章、第1章 外国人研修・技能実習制度に関する研究の理論的背景、第2章 外国人研修・技能実習制度の認識と今後の行方、第3章 日本の外国人研修・技能実習制度の有効性と今後の可能性、第4章 中国における労働派遣企業の現状と今後の行方、第5章 中国人研修生のアンケート調査、終章、である。

序章は、本論文の研究課題が記されている。第1章では、国際労働移動の理論的研究として、新古典派経済学、構造学派、分断的市場論、先進国の外国人労働者政策を紹介し、さらに日本での先行研究を年代別に検討し、日本の外国人研修・技能実習制度の1989年以降に入管法の改正に伴い、中小企業向けへと形成、拡大されてきた経緯を述べている。第2章は、受入国である日本では、研修の名目のもとで現実には中小企業の労働力不足の緩和策の一環であり、低賃金労働としての役割を担っている。それに対して、送出国の中国では、国内の過剰労働力のはけ口であり、国内経済発展と社会的安定策であることによる、双方の矛盾を指摘している。第3章では、1990年代における中国の国営企業改革に伴い、都市部での「都市正規者」「都市非正規者」「農民非正規者」という三重構造と失業者の増大から、農村地域での郷鎮企業や小城鎮建設による農村人口の吸収の限界という背景を明らかにし、他方での受入国である日本での中小企業の労働力不足と人件費削減の必要性を指摘し、日本への再入国による労働力活用を提案している。第4章は、江蘇省W社による労働力派遣企業の紹介を通じて、派遣企業の過当競争、下請企業の存在、手数料の実態、沿海地区からの人材派遣の減少と内陸部、農村部である吉林省等からの人材派遣への依存等の実態が報告されている。第5章では、研修生対象者へのアンケート調査を通じた、中国人研修生の実態が描かれている。終章は、日本の少子高齢化という労働力不足、とりわけ中小企業での実態を受けた外国人研修・技能実習制度の維持の必要性と、他方での中国での環境変化、人件費の上昇、日中間での経済格差の相対的縮小、沿海部、都市部での人件費上昇と労働力減少から、今後は中国では内陸部からの人材調達、中国以外の発展途上国からの受け入れへと変化していくことを指摘している。

本論文は、今後の課題として、アンケート調査の分析での科学的手法を身に着け、いっそう正確な把握をしていく努力や、インタビュー調査との有機的連関により、より深い実態把握や科学的分析に努めることが必要と思われる。しかし、外国人研修・技能実習制度を日中両国から見ている点に特徴があり、かつ希少性がそこにある。日本における受け入れでの問題点の指摘を中心

とした先行研究はみられるものの、受入国と送出国の両国から実態と問題点を捉えた論文は貴重である。また、双方の国における事情を勘案しながら、それぞれの国の思惑のずれを、問題点と矛盾として指摘し、中国国内での経済発展に伴う「人材不足」や、中国の労働力派遣企業の過当競争と下請企業、他企業への依存による「コスト増」の実態を描くことを通して、中国人の研修・実習生の技能習得を活かした再入国による「再雇用」を提案している。それによる日中双方での効用の獲得を、Win-Win の関係として提起している。具体的な提案まで踏み込んだ論文であることは、独創的と評価できよう。

よって、本論文は、博士（政策科学）（同志社大学）の学位論文として十分な価値を有するものと認められる。

総合試験結果の要旨

2013年1月19日

論文題目： 外国人研修・技能実習制度の実態と問題点
－中日両国における派遣・受入の視点から－

学位申請者： 陳 雲芳

審査委員：

主査： 商学研究科 教授 太田 進一

副査： 総合政策科学研究科 教授 今里 滋

副査： 総合政策科学研究科 教授 藤本 哲史

要 旨：

陳雲芳氏の課程博士論文の審査・公聴会は、2013年1月19日に1時間余りにわたって実施された。

学位申請者から、本論文の問題意識が述べられ、国際労働移動の理論研究、先行研究、アプローチが語られ、外国人研修・技能実習制度の認識とギャップ、有効性と今後の発展可能性、労働力派遣企業の実態やアンケート調査の結果が説明された。引き続いて、副査から質問並びにコメントが出されたが、申請者は出席者が十分に理解できるように、的確な回答と説明を行った。また、今後の研究課題についても述べた。

専門は経営学ないしは企業論の立場であるが、理論背景として経済学的手法でのアプローチを試みている。また、外国人研修・技能実習制度を説明するために、両国での関連法案や省令など法律的な知識や理解をしている。その点では、学際的知識に裏付けられた論文となっている。

日本語に関しては、関連文献の渉猟や引用から、十分に熟達していると判断できた。また、英語文献の日本語翻訳書での翻訳分担を通じて、英語力も十分であることが証明された。仕事を通じて、日本語会話以外に英会話力も保有している。

よって、総合試験の結果は合格であると認めるものである。

博士學位論文要旨

論文題目： 「外国人研修・技能実習制度の実態と問題点—中日両国における派遣・受入の視点から—」

氏名： 陳 雲芳

要旨：

少子高齢化・人口減少の急速な進展や発展途上国の成長と発展などにより、日本企業を取り巻く環境が大きく変化している。労働市場において、日本はかつての労働力輸出国から輸入国へ変化した。日本の外国人研修・技能実習制度は、広義的には国際労働移動を研究対象とするテーマであるが、本研究は日中両国に限定し論じている。

このテーマを選んだきっかけは、私が日本に来てまもなく、中国人研修生に係る仕事を始め、日常業務で同制度の実態を見て、日本の外国人研修・技能実習制度の矛盾を日々痛感したことにある。

外国人労働者問題をめぐる書籍は、研究者や団体による先行研究が膨大な数にのぼり、分析の視点も多様化している。日本の外国人労働者政策は、欧米諸国の経験を学び構築してきた内容が多い。その結果の1つとして、1989年に『出入国管理及び難民認定法の一部を完成する法律』が改正され、その改正に伴って、外国人研修・技能実習制度が発足された。

しかし、外国人研修・技能実習制度は1989年の出入国管理法に依拠したものの、制度自身は、1990年の法務大臣告示「研修に関わる審査基準の一部緩和」によって発足されたものであり、国会に承認された法律ではない。

この背景のもとに、同制度に基づいて受入れた外国人研修生は、2006年から年間10万人を突破した。今日、彼(女)らは外国人労働者の一部として、その割合がまだ低いとは言え、存在感を徐々にアピールしてきた。

日本における外国人労働者の内訳には、特別永住者（オールドカマー）、合法就労者（教育・技術・企業内転勤など）、結婚した者（日本人、永住者の配偶者）、日系人、オーバースティなどに分類できる。しかし、各分類はそれぞれの立場により事情が大幅に異なり、外国人労働者という一言では整理しきれない複雑かつ困難な問題でもある。

外国人研修生・技能実習生は現行法の規定によって、他の外国人労働者より多くの規制を受けしており、日本の労働市場において特殊な存在でもある。外国人研修生問題を考える基本的な認識として、今まで最も議論されてきた不法就労者や日系人をはじめとする外国人労働者の問題と同一視してはならないと、筆者はそう考えている。

今日、外国人研修・技能実習制度の趣旨と現状とのズレについて、社会共生化、人権レジーム、2カ国間協議などの問題がよく問われている。しかし、一部の不正行為や犯罪の事例によって生じた社会問題に重点を置き、就労や社会的次元での実態や定住化を阻止しようという視点は、制度全体を見据えた議論ではない場合が多い。

外国人研修生・技能実習生入国数の増大による同制度の社会影響力の増加並びに日本企業への役割は、共通した認識となりつつある。1990年代に発足した同制度は、なお改正されつつある現状を観察すると、研究の必要性が不可欠であると考えられる。

また、受入れと送出しとの両視点において移動の発生要因と現状における先行研究は、まだ数多くないようである。中国は最たる送出国として、中日両国の政策方針と現状を分析する意義が大きい。本研究は、制度の良し悪しを議論する論文ではなく、制度を実施する過程に生じた問題に着目し、制度の2つの側面を明らかにすることを目的としている。

本論文の構成は以下の通りである。序章は研究背景と目的並びに論文構成を論じている。

第1章では、外国人研修・技能実習制度の基礎として、欧米諸国の国際移動の先行研究を新古典経済学理論、構造学派理論、分断的市場論に分類し、日本における外国人労働者問題に関する研究を年代にしたがい整理している。1980年代の論争の焦点が変わるものの、日本政府は、単純労働者を受入れない姿勢を崩さない体制が堅持したままである。そして、外国人研修・技能実習制度に関する改正アプローチ及び一部の先行研究を整理している。制度の改正アプローチと先行研究を見る限り、同制度の受入条件や職種や研修年数など多くの面が拡大されつつあるが、問題改善の対策が現状を後追いしているのは明らかである。最後に、同制度への社会的認識はまだ不十分であり、歴史的背景、現状を解明する分析が必要であると提示する。

第2章は、両国政府の認識において、それぞれの方針を比較しそのギャップを明らかにすることを研究課題としている。外国人研修生の現状分析において、受入ルートや外国人研修生の特徴、重要性の分析を通じて、国内での矛盾を解明する。

中国の労働政策の研究は、派遣の歴史と現状、派遣企業の仕組み、関連法令、日本への労働力派遣など4つの視点から展開している。中国政府は国内の過剰労働力圧力を減少するため、労働者の技能習得の目的より国内経済発展と社会安定の出口に当たる有効な国策の1つとして、同制度を認識し利用する現状にある。両国の比較分析により、日中両政府の認識上の矛盾を提起し、最後に、韓国の「雇用許可制」を取り入れ、中国の動向に加えて制度の今後の動向を予測している。

第3章は、日中両国の現実を踏まえて、労働市場の視点から制度の継続要因を論じている。中国の労働市場を都市と農村に細分した。1990年代前半の国営企業改革によって、都市では1996年からの5年間に1,500万人の従業員が失業し、都市戸籍者の「都市正規者」と「都市非正規者」そして農村から流入してくる「農民非正規者」という三重構造の都市部労働市場が形成された。一方、農村地域は、郷鎮企業を初めとする小城鎮建設によって、一部の効果が認められたものの、都市との経済格差、農村人口の自然増加の圧力に追われている現状である。

一方、日本の中小企業の人手不足の現状に着目し、人手不足と人件費削減の課題に迫られている中小企業の労働市場の実態を明らかにする。そして、人の移動を通じたイノベーション移転の達成には、潜在的な大きな効果がある。外国人研修・技能実習制度の趣旨とつり合う事例研究として、3つの事例によって制度の有効性を考察したうえ、現行制度の下、条件付き再入国提案を提示している。

第4章では、江蘇省W社の事例研究を通じて、派遣企業の現状と中国人研修生の移動ルートを明らかにすることを目的としている。2012年8月に実施された『対外労働合作管理条例』は、資金規定及び罰則によって派遣企業への管理を取り締まっている。

現行制度の規則によって受入先と中国人労働者とのパイプラインができていないため、派遣企業の役割が大きい。一方、この役割を果たすと同時に、中国人労働者と日本企業への悪影響も及ぼす。派遣企業の役割と影響ならびに制度の実施要件との関係を考察している。

第5章は、研修生対象者アンケート調査と企業側の聞き取り調査である。第2章から第4章の内容を受けて、中国人研修生の目的・動機、研修意欲と姿勢並びに経済面への期待を明らかにすることが目的である。

終章では、第2章から第5章までの内容を受けて、各章の結果を要約している。

本論文は、筆者なりの選択で両国の政策方針・労働市場においてその実態を比較し展開している。形式的に章ごとに論じているが、詳細に書きつめていないところがまだ多く残っている。中日経済格差が大きい一方、中国国内での格差も広がりつつある。本論文のように、国レベルの比較は不十分である。今後も中国国内出稼ぎ労働者の研究を続け、特定地域や特定対象などのミクロの研究分析を今後の研究課題としたい。